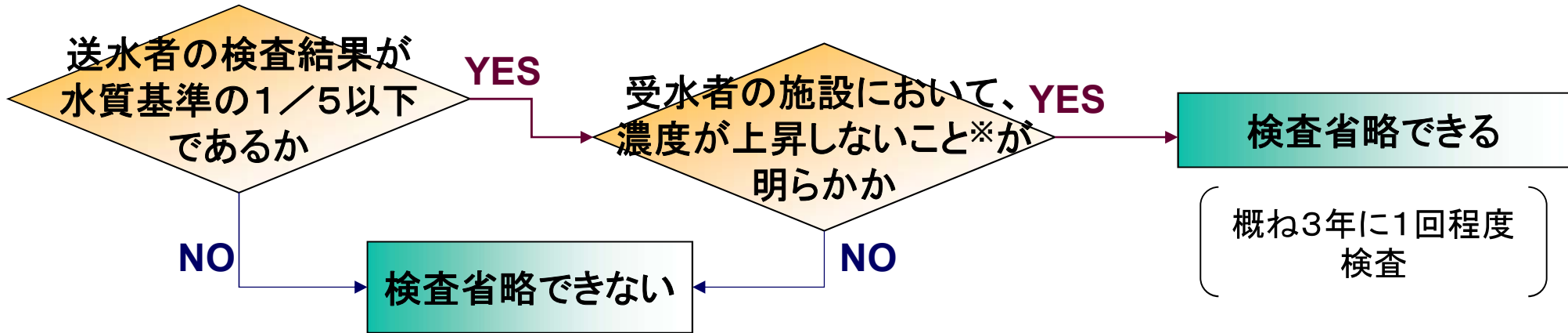


令和8年度におけるPFOS・PFOAの検査回数の判断(3)



本フローチャートは上水道事業、簡易水道事業、専用水道のみ適用できる

《 START 》



※ 過去3年以内の同一年度を実施した送水者の検査結果と受水者が自ら実施した検査結果を比較して判断する

- ・配水系統ごとに判断を行う
- ・複数の送水者から受水する場合は、いずれの検査結果においても水質基準の1/5以下であること
- ・省略後に送水者の検査結果において水質基準の1/5を超過した場合は、その時点から「3か月に1回以上」の検査となる（1年間）